

平成28年6月16日
関東信越厚生局

保険医療機関の行政処分について

平成28年6月15日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

保険医療機関の指定の取消

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | 医療法人社団 桜栄会 八王子歯科室 |
| (2) 所 在 地 | 東京都八王子市元横山町一丁目16番1号
石塚ビル2階201 |
| (3) 開 設 者 | 医療法人社団 桜栄会 理事長 細田 ひとみ |
| (4) 指定の取消年月日 | 平成28年6月17日 |
| (5) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

【行政処分に至った経緯】

個別指導において、管理者から歯科訪問診療に係る診療時間や訪問歯科衛生指導が実態と異なる旨の発言があったため、訪問先の施設調査を実施したところ診療報酬明細書に記載されている訪問診療時刻には訪問していないことが確認され、不正請求が強く疑われたことから、平成26年9月から平成27年6月まで延べ15回の監査を実施した。

結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。（付増請求）
- (2) 実際に行った保険診療に保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。（振替請求）
- (3) 実際には歯科訪問診療を行っていない時刻に、歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。（その他請求）

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり

件 数 482件

不正請求額 4,546,317円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。